

熊谷市告示（乙）第 3 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、告示日から 3 週間、熊谷市建設部管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

熊谷市長 小 林 哲 也



路線名	別図面のとおり
占用を制限する区域	別図面のとおり
制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができない場合は、この限りではない。
占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
占用の制限の開始の期日	令和 7 年 2 月 2 8 日

道路法第 37 条の規定に基づく区域指定箇所

緊急輸送道路	路線番号	占用を制限する区域	距離 (km)
第 2 次	市道 105 号線	上之 980 番 9 地先から 上中条 243 番 12 地先まで	1.1
第 2 次	市道 123 号線	籠原南一丁目 317 番地先から 籠原南二丁目 189 番地先まで	0.6
第 2 次	市道 133 号線	本町二丁目 72 番地先から 宮町二丁目 138 番地先まで	0.3
第 2 次	市道 135 号線	中西 1 丁目 2 地先から肥塚 872 番 3 地先 (国道 17 号熊谷バイパスとの交差点) まで	2.0
第 2 次	市道 30398 号線	上中条 243 番 12 地先から 上中条 119 番地先まで	0.4
第 2 次	市道 40453 号線	久保島 521 番 1 地先から 久保島 1050 番 12 地先まで	0.1
第 2 次	市道 40672 号線	久保島 1184 番 2 地先から 久保島 521 番 2 地先まで	0.4
第 2 次	市道 40728 号線	玉井 16 番 4 地先から 久保島 1184 番 2 地先まで	0.7
第 2 次	市道 40826 号線	籠原南一丁目 193 番地先から 籠原南二丁目 241 番地先まで	0.1
第 2 次	市道 41052 号線	新堀新田 251 番 2 地先から 久保島 521 番 1 地先まで	1.4
第 2 次	市道大里 1513 号線	屈戸 214 番 2 地先 (青山熊谷線との交差点) から 中曽野 654 番 1 地先 (大里行政センター) まで	0.8